

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料価格や人件費の高騰に加え、施設を安全・快適に維持するための諸費用が高止まりするなど、物価上昇が企業活動全体に影響を及ぼし、依然として厳しい事業環境が続きました。

このような状況のなか、劇場および附帯テナントを賃貸する不動産賃貸事業と食堂・飲食および売店事業を展開する当社グループは、松竹創業130周年という記念すべき年を迎え、襲名披露興行をはじめとする数々の人気興行による賑わいのもと、グループ一体となった経営戦略を推進いたしました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高3,632百万円（前期比16.9%増）、営業利益378百万円（前期比73.6%増）、経常利益380百万円（前期比54.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は284百万円（前期比3.6%増）となりました。

以下、事業別の概況を報告いたします。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業では、外部テナントの賃料増額改定や、襲名興行に合わせた協賛企業による劇場内ポスターケースの活用、場内ショーケースの新規契約など、収益力強化に向けた施策を着実に実施してまいりました。

地域貢献におきましては、銀座通連合会の催事「オータムギンザ」にて、近隣の神社と連携した「銀座八丁神社めぐり」に参画したほか、中央区民カレッジと連携し、ロビー展示絵画の案内ツアーを実施するなど、地域社会との結びつきを深めました。

また、中央区の支援のもと、地域の災害拠点としての役割を果たすべく、震災・水害時の帰宅困難者対応など、スタッフ間での協議を重ね、安全・安心な施設運営に努めてまいりました。

施設面では、来場されるすべてのお客様に安全と安心を提供できるよう、監視カメラ装置約300台の更新をはじめ、エレベーター監視盤設備やエスカレーターの保全整備、駐車場管制装置の更新およびキャッシュレス決済の導入といった環境整備に努めてまいりました。また、劇場の魅力向上に向け、1・2階ロビー天井照明や楽屋廊下の空調機更新、シャワートイレの一斉交換を実施したほか、館内のお食事処「花籠」の床カーペットや厨房機器の更新、喫茶「檜」の什器入替などを行い、お客様と舞台関係者がより快適に過ごせる空間づく

りに尽力いたしました。

以上の結果、売上高2,026百万円（前期比6.6%増）、営業利益616百万円（前期比7.1%増）となりました。

<食堂・飲食事業>

食堂・飲食事業においては、お食事処「花籠」にて5月・6月の「襲名御膳」をはじめ、毎月演目に因んだ食材で季節感満載のお食事を提供し大勢のお客様にご利用いただきました。また、お食事時間以外の有効活用として、各種セミナーやトークショー、落語の会などを行い、三部制公演時には恒例となりましたアフタヌーンティーを実施し集客に努めました。

お弁当処「やぐら」でも毎月演目に因んだお弁当をご用意しており、5月・6月の「襲名弁当」、7月の「鬼平弁当」、12月の「超歌舞伎弁当」など、各種折詰弁当を中心にバラエティー豊かに販売し、売上を伸ばすことができました。

喫茶室「檜」も売上が増加傾向にあり、8月、9月には俳優プロデュースの「はちみつかき氷」10月、11月には「はちみつケーキ」が好評をいただきました。

また、「ゆかたで銀ぶら2025」に飲食の屋台を出店するなど、地域活性化への貢献とともに、販路の拡大にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高791百万円（前期比35.5%増）、営業利益73百万円（前期比329.4%増）となりました。

<売店事業>

売店事業では、劇場内1階のお土産処「木挽町」において、演目や地域にゆかりのある商品が好評となっており、既存の人気商品の歌舞伎揚や柿もなかなども、売上を順調に伸ばすことができました。

また、東京、京都などの有名老舗店の和菓子などを数量限定で定期的に販売しており、ご好評をいただいております。

木挽町広場では、ご観劇以外のお客様も視野に、幅広いジャンルの商品を揃えた店舗運営を行い、人気の「ねこ展」や「老舗店特別販売フェア」「アンティークフェア」有名観光地の物産展などの催事、イベントを定期的に開催し集客に努めました。

また、増加傾向にある外国人旅行者向けにインバウンドコーナーも設置しており、マグネット、絵葉書などが人気商品となっております。

さらに、販路拡大施策として地方の大手商業施設や、立川ステージガーデン、浅草公会堂などの歌舞伎公演が開催される劇場に出店し売上を伸ばしました。

以上の結果、売上高815百万円（前期比31.0%増）、営業利益186百万円（前期比67.1%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、歌舞伎の殿堂「歌舞伎座」が多くの方に楽しんでいただける場であるよう、今後も、快適で安全・安心な劇場環境と、「歌舞伎座」ならではの食やサービスを提供してまいります。

不動産賃貸事業においては、歌舞伎座ブランドや立地を活かした収益向上への取り組みの強化と合わせ、経年使用による諸設備の更新期を控え、資材の調達価額の高騰や工事価格の上昇に備えた予算の平準化、適切なメンテナンスによる設備の長寿命化など支出を抑制する施策への取り組みも推進してまいります。

食堂・飲食事業においては、お客様にご満足いただける歌舞伎座にふさわしいお食事や上質なサービスを目指すとともに、原価の管理を徹底しながら、お客様にお喜びいただけるよう幅広く、新しいメニューの開発に努めてまいります。

売店事業においては、お客様の嗜好に合わせた商品の品揃え、歌舞伎座のみならず、外部施設への出店も積極的に取り組んでまいります。また、ホームページやSNSを駆使した宣伝活動にもさらに注力してまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、防犯リスクの重要性より監視カメラ設備の更新、経年使用の進んでいる1・2階東西ロビーの天井照明の計画的な器具更新、楽屋1～3階廊下系統の空調機更新、駐車場管制装置の更新を実施し、リース資産として施設全体で共用している電話交換機の入替、グループ会社では運搬車両の入替や喫茶コーナーの什器入替などを行いました。

今期の設備投資の総額は、143百万円で、主な内訳は以下のとおりです。

・監視カメラ設備更新	37 百万円
・劇場1・2階東西ロビー照明器具更新	23 百万円
・電話交換機入替（リース資産）	23 百万円
・楽屋1～3階廊下系統空調機更新	17 百万円
・駐車場管制装置更新	13 百万円

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度	第 101 期 2024年度	第 102 期 2025年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	2,701	3,052	3,106	3,632
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△3	222	246	380
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△78	255	274	284
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△6.47	21.12	22.65	23.48
総 資 産 (百万円)	24,256	23,791	24,348	24,326
純 資 産 (百万円)	10,624	10,543	11,293	11,367
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	876.65	869.97	931.80	937.97

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度	第 101 期 2024年度	第 102 期 2025年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	1,933	1,975	1,952	2,081
経 常 利 益 (百万円)	242	274	196	221
当 期 純 利 益 (百万円)	164	187	135	133
1 株当たり当期純利益 (円)	13.61	15.46	11.14	11.01
総 資 産 (百万円)	23,710	23,137	23,579	23,362
純 資 産 (百万円)	10,339	10,190	10,799	10,722
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	853.14	840.79	891.07	884.70

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
歌舞伎座サービス株式会社	40百万円	100 %	食堂・飲食事業 売店事業 不動産賃貸事業

(6) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
不動産賃貸事業	劇場、附帯施設、店舗等および土地の賃貸事業
食堂・飲食事業	劇場および附帯施設等における食堂、飲食事業
売店事業	劇場および附帯施設等における歌舞伎関連商品や土産品の物販事業

(7) 主要な事業所

- ・ 当社 本社 東京都中央区
- ・ 当社 大船 神奈川県鎌倉市
- ・ 歌舞伎座サービス株式会社 東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産賃貸事業	2名 (2名)	1名減 (一)
食堂・飲食事業	15名 (20名)	— (2名増)
売店事業	10名 (20名)	1名増 (2名減)
全社 (共通)	11名 (7名)	1名減 (3名増)
合 計	38名 (49名)	1名減 (3名増)

(注1) 臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 執行役員は、従業員数に含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	5名減	42.2歳	12.8年

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,119,644株 (自己株式50,356株を除く)
- ③ 株主数 6,143名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
松竹株式会社	1,665,100株	13.73%
清水建設株式会社	1,047,250株	8.64%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 松竹口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	446,200株	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託松竹口)	446,200株	3.68%
株式会社みずほ銀行	230,000株	1.89%
株式会社TBSテレビ	150,000株	1.23%
日本テレビ放送網株式会社	150,000株	1.23%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	150,000株	1.23%
株式会社三越伊勢丹	115,000株	0.94%
株式会社三菱UFJ銀行	109,700株	0.90%

(注) 持株比率は、所有する株式数を発行済株式 (自己株式50,356株を除く) の総数で除したものであります。

(2) 会社役員に関する事項 (2026年2月28日現在)

① 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	安孫子 正		(公社)日本演劇興行協会会長
常 務 取 締 役	田 中 智 明	総務担当・事業担当 総 務 部 長	
社 外 取 締 役	小 平 健		
社 外 取 締 役	鈴 木 太 一 郎		松竹(株)上席執行役員 不動産本部副本部長 (株)松竹サービスネットワーク代表取締役社長
社外監査役 (常勤)	長 尾 卓 史		歌 舞 伎 座 サ ー ビ ス (株) 監 査 役
監 査 役	大 谷 二 郎		松竹ブロードキャスティング(株) 代表取締役会長
社 外 監 査 役	井ノ上 正 男		大 高 法 律 事 務 所 弁 護 士 松 竹 (株) 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役 小平健、鈴木太郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、小平健氏は東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員であります。
2. 監査役 長尾卓史、井ノ上正男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として制定された役員報酬規程に基づき、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、世間水準および会社業績等を考慮のうえ、取締役の役割および職責等に応じた月額報酬を代表取締役が決定しております。

監査役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として制定された役員報酬規程に基づき、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、2025年6月9日付の監査役間協議により決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

取締役会の決議により制定した役員報酬規程に基づき、代表取締役社長安孫子正が委任を受け、各取締役の役割および職責等を踏まえたうえで報酬額を決定しております。権限を委任した理由は、当社および当社グループ全体の業績ならびに各取締役が果たした業務執行を把握している代表取締役社長が適任であると判断するものであります。

ハ. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	4名	52百万円	(うち社外取締役	2名	6百万円)
監査役	3名	22百万円	(うち社外監査役	2名	19百万円)

- (注) 1.取締役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第91期定時株主総会において年額190百万円以内(うち社外取締役分年額20百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)です。
- 2.監査役の報酬限度額は、2008年5月23日開催の第84期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
- 3.上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、0.9百万円であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役・監査役および執行役員（当事業年度中在任者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、保険料は全額当社が負担しております。これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約を更新しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役鈴木太一郎氏は、松竹株式会社の上席執行役員 不動産本部副本部長と株式会社松竹サービスネットワークの代表取締役社長を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があり、また、株式会社松竹サービスネットワークとは建物管理委託取引関係があります。
- ・監査役長尾卓史氏は、歌舞伎座サービス株式会社の監査役を兼職しております。歌舞伎座サービス株式会社は当社の子会社であります。
- ・監査役井ノ上正男氏は、大高法律事務所に所属する弁護士で、また、松竹株式会社の社外監査役を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割

- ・取締役小平健氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、金融機関やホテル業界等における豊富な経験と経営者としての幅広い見地から、有益な意見や助言を行っております。
- ・取締役鈴木太一郎氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、一級建築士としての建設・不動産分野における豊富な知識と経験から、不動産経営および建物管理への適切な助言を行っております。
- ・監査役長尾卓史氏は、当事業年度開催の取締役会17回、監査役会17回全てに出席し、常勤監査役として、当社や子会社の重要会議の出席に加え、積極的に独立社外取締役や会計監査人とのミーティングを開催して意見交換に努め、審議事項においても適切な意見や助言を行っております。
- ・監査役井ノ上正男氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査役会17回のうち16回に出席、弁護士としての専門的な知見や、他社の社外役員としての経験から、適切な意見や助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 新創監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ・報酬等の額 20百万円
 - ・当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人の報酬等について、監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比などを踏まえて検討した結果、本年度の監査計画と報酬額の見積りには相当性があり、報酬等は適切、妥当であると認め同意しております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

- ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の行為が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触し、あるいはその独立性や職業倫理の遵守等において、不適切であると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とする決定をいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意をもって当該会計監査人を解任いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

- ① 基本方針

当社がグループ全体の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した内容は、次のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、これらに適合する「企業理念」「歌舞伎座グループ企業行動規範」「取締役会規則」「就業規則」等の諸規程等を別途に定めており、取締役及び使用人はこれらの諸規程に基づき法令及び定款の遵守に努める。

- ・取締役及び使用人は、その職務の執行においては、顧問弁護士、監査法人、税理士など社外専門家の判断を積極的に仰ぐことにより、合理性・適法性の確保を図る。
- ・当社グループとしてのコンプライアンスに関する教育研修を適宜実施し、グループ一体となって法令遵守の企業風土形成に努める。
- ・「公益通報管理規程」に基づき、外部の弁護士との間に内部通報のラインを設け、当社グループ内における違法行為等の早期発見と是正を図る。
- ・「職務権限規程」「業務(職務)分掌規程」等の諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成による、事業の推移に即応できる体制を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社における情報の保存・管理については、取締役の職務の執行に係るものも含め、文書の保存・管理について定めた「文書管理規程」及び当社グループにおける情報端末とネットワーク及び電子情報の扱いについて定めた「情報システム管理規程」に基づいて適切に行い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する。また、当社グループが扱う個人情報については、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」に基づき、当社グループとして適法かつ適正な個人情報保護に努める。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ一体となって臨むものとし、取締役会において、適宜、リスク状況の報告を行い、また必要に応じてリスク管理体制の適切性及び有効性を担保するための見直しを図るものとする。また、財務報告に係るリスクについては、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づく内部統制評価によって適切に管理されるものとする。

二. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団としての業務の適正性を確保するために、定例の取締役会とは別途に当社及び子会社の常勤役員及び監査役による経営協議会を毎月実施し、リスク管理の適切性と有効性について適宜報告できる体制を確保する。
- ・「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、企業集団における内部統制システムの構築・整備・運用等を行い、組織の適正かつ効率的な業務運営を図る。
- ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、子会社はこれらに適合した諸規程を定めており、子会社の取締役及び使用人は諸規程に基づいて法令・定款の遵守に努める。
- ・子会社は「職務分掌規程」等、自らが別途に定めた諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成により、事業の推移に即応できる体制を図る。

ホ. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ・ 監査役は、定期的に取り締役や使用人からその職務に関する報告を受け、また、監査役は取締役会ほか重要会議に出席、その審議内容を直接聴取し、すべての経営情報を閲覧できる。
- ・ 重大な法令・定款違反、不正行為や経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事実等については、当社グループの取締役及び使用人は監査役会に都度報告する。なお、報告を理由に不利益な取扱いを行わない。
- ・ 監査役は、子会社の監査役等と密接な連携を図り、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。
- ・ 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題及び監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ・ 監査役の監査業務に際しては、必要に応じ適切な使用人に、取締役の指揮命令から独立して業務を遂行させることができる体制とする。

ヘ. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士を含め警察他外部関係機関等と連携して組織的に対処する。

また、警察他外部関係機関等と連携し反社会的勢力に関する情報の共有に努め、総務部統括のもと当社グループ一体で対処する。

② 整備・運用状況

基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な整備・運用状況は、次のとおりです。

イ. 当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認するために、毎年担当者を変えて、他部署の内部統制の整備・運用状況の評価を行い、外部会計監査人に結果を報告しております。外部会計監査人による不備是正事項を受けた点については対応し、この結果も歌舞伎座グループ内部統制委員会と外部会計監査人に報告をしております。また、会社法に係る内部統制においても基本方針に基づき、内部統制推進チームメンバーが中心となって、各部門における業務の運用と整備状況の確認を行い、内部統制委員会で結果を報告しております。

ロ. 適切な業務執行を目指し、社外専門家の意見を聴取しながら、規程の整備をしております。当事業年度においては、関係法令の改正に伴い「育児休業規程」および「介護休

業規程」を改定したほか、ITガバナンスの更なる強化を目的として、新たに「情報システム委員会規程」を制定しております。

ハ. 外部の弁護士や委託先を相談窓口とする内部通報ラインと連携することで、客観性を担保させた相談体制を維持しております。また、当社グループとしてのコンプライアンスに関する教育研修として、「インシビリティ研修」を開催し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

ニ. 当社および子会社の常勤役員による経営協議会を毎月開催し、重要事項の審議や業務執行に関する報告等を行っております。取締役会においては、更なる効率的な業務執行と社外取締役による監視機能の充実を図っております。

ホ. 監査役は、取締役会への出席に加え、常勤監査役は子会社の取締役会、当社および子会社の経営協議会に出席、審議内容を直接聴取し、監査役会にて共有しております。

外部会計監査人とは、平時における意見交換のほか、監査役監査、内部統制監査などの通常のテーマに加えて「監査上の主要な検討事項 (KAM)」の記載内容についても定例的なミーティングを行っており、日常の業務監査の情報交換はもとより、会計監査から得られる情報や会計監査人の適正性などに関する情報を得ることにより、監査の実効性の確保に努めました。また、独立社外取締役とも、課題の共有や情報・意見交換を目的とするミーティングを随時行い、連携を深めました。

ヘ. 事業を通じて保有するお客様の個人情報の取り扱いについては、情報漏洩リスクの観点から当社グループ全体での運用を行っております。マイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いについても、「特定個人情報保護指針」、規程に基づいた運用を行っております。

ト. 当社は、築地地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、毎月開催される情報交換会において反社会的勢力に関する情報を共有し、反社会的勢力に対して組織的に対処できるよう、所轄警察等と連携し取り組んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。